

# 滋賀県行政不服審査会条例案および行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について

## 1 制定の理由

事後救済手続を定める行政不服審査法の全部を改正する新しい行政不服審査法（以下「新法」という。）が平成 28 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、地方公共団体に設置が義務付けられる行政不服審査会について、その設置ならびに組織および運営について必要な事項を定めるとともに、関係条例の整備を行うため、これらの条例を制定するものです。

## 2 改正行政不服審査法の概要

### (1) 趣 旨

今回の改正は、現行の行政不服審査法が昭和 37 年に制定されて以降、行政の公正性・透明性等に関する国民の意識が大きく変わり、各般の法制が整備されてきた中で（行政手続法の制定（H5 年）、情報公開法の制定（H11 年）、行政事件訴訟法の改正（H16 年））、公正性・利便性の向上等の観点から時代に即した抜本的な見直しがなされたものです。

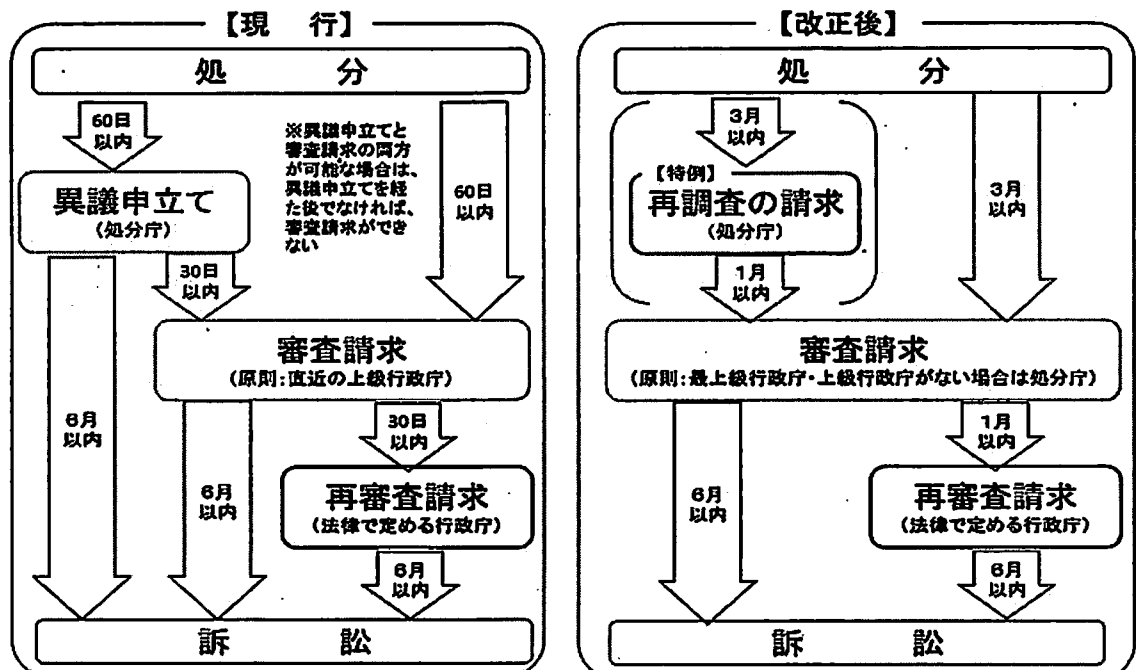
新法は、処分庁、審査庁、審理員および第三者機関を別個の主体として位置づけ、制度の透明性・公正性の向上を図ることにより、審査請求人の手続的権利を保障するとともに、従前以上に行政の自己反省機能を高め、国民の権利利益の救済および行政の適正な運営を確保することを目的としています。

### (2) 概 要

#### ア 審査請求の一元化

##### 【主な事項】

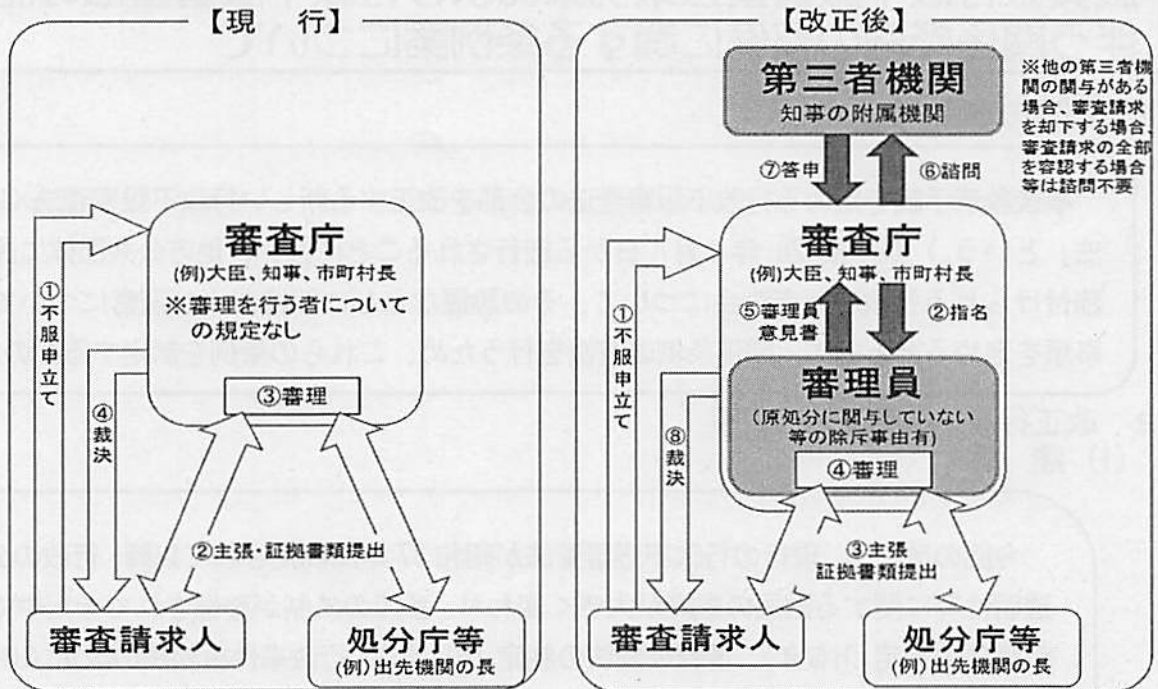
- 原則となる不服申立類型を「審査請求」に一元化
- 例外として、個別法の特別の定めにより「再調査の請求」（審査請求との選択制）や「再審査請求」を認める
- 審査請求期間を3月に延長



## イ 審理・裁決の公正性の向上

### 【主な事項】

- 原処分に関与していない審査庁の職員が審理手続を行う審理員制度の導入
- 第三者の立場から、審査庁の裁決の妥当性をチェックする行政不服審査会等への諮問手続の導入



### 3 条例案の概要

#### (1) 滋賀県行政不服審査会条例案

ア 新法第81条第1項の規定に基づく知事の附属機関として、滋賀県行政不服審査会（以下「審査会」という。）を設置することとします。

イ 審査会は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律または行政に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する委員6人で構成するものとするほか、審査会の組織および運営について必要な規定を設けることとします。

#### (2) 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

ア 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例ほか6条例について、新法の施行に伴い、審査請求および異議申立てを審査請求に一元化すること等に伴う規定の整理を行うこととします。

イ 滋賀県情報公開条例および滋賀県個人情報保護条例に基づく処分およびこれらの処分に係る不作為に関する審査請求について、審査庁は審理員の指名を要しないこととするとともに、新たにこれらの処分に係る不作為に係る審査請求についても滋賀県情報公開審査会または滋賀県個人情報保護審議会への諮問の対象とするほか必要な規定の整理を行うこととします。

ウ 滋賀県使用料および手数料条例について、新法等の規定に基づき審理員に提出された書面の写しの交付の手数料等を新たに定めることとします。

### 4 施行日 平成28年4月1日ほか

## 滋賀県行政不服審査会条例案要綱

### 1 制定の理由

行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項の規定に基づく知事の附属機関として、滋賀県行政不服審査会（以下「審査会」という。）を設置することとするため、新たに条例を制定しようとするものです。

### 2 概要

- (1) 法第81条第1項の規定に基づく知事の附属機関として、審査会を設置することとします。（第1条関係）
- (2) 審査会は、委員6人で組織することとし、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律または行政に関して優れた識見を有する者のうちから知事が任命することとします。（第2条関係）
- (3) 委員の任期は3年とし、その他委員の任期について必要な事項を規定することとします。（第3条関係）
- (4) 審査会に会長を置くこととし、会長について必要な事項を定めることとします。（第4条関係）
- (5) 専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができることとし、専門委員について必要な事項を定めることとします。（第5条関係）
- (6) 委員および専門委員の守秘義務ならびに委員の政治活動の制限について、必要な規定を設けることとします。（第6条関係）
- (7) 審査会は、委員のうちから、審査会が指名する者3人をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議することとし、合議体について必要な事項を定めることとします。（第7条・第8条関係）
- (8) その他
  - ア この条例は、平成28年4月1日から施行することとします。
  - イ 委員の任期に関し必要な経過措置を定めることとします。

## 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案要綱

### 1 改正の理由

行政不服審査法（平成26年法律第68号）および行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）の施行に伴い、不服申立構造の見直し、審理員制度の導入等が行われることから、必要な規定の整備を行うため、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）ほか9条例の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

(1) 次に掲げる条例について、行政不服審査法等の施行による条項の移動等に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（第1条～第4条、第7条、第9条、第10条関係）

ア 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例

イ 滋賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年滋賀県条例第1号）

ウ 滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）

エ 滋賀県職員退職手当条例（昭和28年滋賀県条例第24号）

オ 滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）

カ 滋賀県行政手続条例（平成7年滋賀県条例第40号）

キ 滋賀県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号）

(2) 滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号）の一部改正

ア 公文書公開決定等または公開請求に係る不作為に関する審査請求について、審査庁は、行政不服審査法第9条第1項の審理員の指名を要しないこととします。（第5条による改正後の第18条の3関係）

イ 公文書公開請求に係る不作為について、情報公開審査会への諮問の対象とすることとします。（第5条による改正後の第19条関係）

ウ 審査庁は、情報公開審査会に諮問をするときは、行政不服審査法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならないこととします。（第5条による改正後の第19条関係）

エ その他必要な規定の整理を行うこととします。

(3) 滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号）の一部改正

ア 保有個人情報の開示決定等または開示決定等に係る不作為に関する審査請求について、審査庁は、行政不服審査法第9条第1項の審理員の指名を要しないこととします。（第6条による改正後の第42条の2関係）

イ 保有個人情報の開示決定等に係る不作為について、個人情報保護審議会への諮問の対象とすることとします。（第6条による改正後の第43条関係）

ウ 審査庁は、個人情報保護審議会に諮問をするときは、行政不服審査法第 29 条第 2 項の弁明書の写しを添えてしなければならないこととします。(第 6 条による改正後の第 43 条関係)

エ その他必要な規定の整理を行うこととします。

(4) 滋賀県使用料および手数料条例（昭和 24 年滋賀県条例第 18 号）の一部改正

ア 行政不服審査法等の規定に基づき審理員等に提出された書面等の写しの交付の手数料を定めることとします。(第 8 条による改正後の第 2 条関係)

イ 審理員等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、アの手数料を減免することができることとします。(第 8 条による改正後の第 8 条関係)

(5) その他

ア この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとします。ただし、(3)の一部の規定は、平成 29 年 5 月 30 日までの間において規則で定める日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新																								
<p>本則・付則 省略</p>	<p>本則・付則 省略</p>																								
<p>別表（第2条関係）</p>	<p>別表（第2条関係）</p>																								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 347 875 387">(1)～(44) 省略</td> <td data-bbox="875 347 1066 387"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 443 875 786"> <p>(45) 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に市町                      関する法律（昭和41年法律第126号。以下この項に                      において「法」という。）および入会林野等に係る権                      利関係の近代化の助長に関する法律による不動産                      登記に関する政令（昭和42年政令第27号。以下この                      項において「政令」という。）に基づく事務のうち、                      次に掲げる事務（入会林野整備の対象とする入会林                      野が2以上の市町の区域にわたるものを除く。）</p> </td> <td data-bbox="875 443 1066 786">市町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 802 875 834">ア～オ 省略</td> <td data-bbox="875 802 1066 834"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 850 875 1058"> <p>カ 法第7条第4項において準用する行政不服審                      査法（昭和37年法律第160号）第47条第1項およ                      び第2項の規定による決定（法第9条第5項の規                      定により更に手続を行うこととされる場合を含                      む。）</p> </td> <td data-bbox="875 850 1066 1058"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 1074 875 1106">キ～テ 省略</td> <td data-bbox="875 1074 1066 1106"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 1161 875 1193">(45)の2以下 省略</td> <td data-bbox="875 1161 1066 1193"></td> </tr> </table>	(1)～(44) 省略		<p>(45) 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に市町                      関する法律（昭和41年法律第126号。以下この項に                      において「法」という。）および入会林野等に係る権                      利関係の近代化の助長に関する法律による不動産                      登記に関する政令（昭和42年政令第27号。以下この                      項において「政令」という。）に基づく事務のうち、                      次に掲げる事務（入会林野整備の対象とする入会林                      野が2以上の市町の区域にわたるものを除く。）</p>	市町	ア～オ 省略		<p>カ 法第7条第4項において準用する行政不服審                      査法（昭和37年法律第160号）第47条第1項およ                      び第2項の規定による決定（法第9条第5項の規                      定により更に手続を行うこととされる場合を含                      む。）</p>		キ～テ 省略		(45)の2以下 省略		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1176 347 1877 387">(1)～(44) 省略</td> <td data-bbox="1877 347 2067 387"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 443 1877 786"> <p>(45) 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に市町                      関する法律（昭和41年法律第126号。以下この項に                      において「法」という。）および入会林野等に係る権                      利関係の近代化の助長に関する法律による不動産                      登記に関する政令（昭和42年政令第27号。以下この                      項において「政令」という。）に基づく事務のうち、                      次に掲げる事務（入会林野整備の対象とする入会林                      野が2以上の市町の区域にわたるものを除く。）</p> </td> <td data-bbox="1877 443 2067 786">市町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 802 1877 834">ア～オ 省略</td> <td data-bbox="1877 802 2067 834"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 850 1877 1058"> <p>カ 法第7条第4項において準用する行政不服審                      査法（平成26年法律第68号）第45条第1項およ                      び第2項の規定による裁決（法第9条第5項の規                      定により更に手続を行うこととされる場合を含                      む。）</p> </td> <td data-bbox="1877 850 2067 1058"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 1074 1877 1106">キ～テ 省略</td> <td data-bbox="1877 1074 2067 1106"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 1161 1877 1193">(45)の2以下 省略</td> <td data-bbox="1877 1161 2067 1193"></td> </tr> </table>	(1)～(44) 省略		<p>(45) 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に市町                      関する法律（昭和41年法律第126号。以下この項に                      において「法」という。）および入会林野等に係る権                      利関係の近代化の助長に関する法律による不動産                      登記に関する政令（昭和42年政令第27号。以下この                      項において「政令」という。）に基づく事務のうち、                      次に掲げる事務（入会林野整備の対象とする入会林                      野が2以上の市町の区域にわたるものを除く。）</p>	市町	ア～オ 省略		<p>カ 法第7条第4項において準用する行政不服審                      査法（平成26年法律第68号）第45条第1項およ                      び第2項の規定による裁決（法第9条第5項の規                      定により更に手続を行うこととされる場合を含                      む。）</p>		キ～テ 省略		(45)の2以下 省略	
(1)～(44) 省略																									
<p>(45) 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に市町                      関する法律（昭和41年法律第126号。以下この項に                      において「法」という。）および入会林野等に係る権                      利関係の近代化の助長に関する法律による不動産                      登記に関する政令（昭和42年政令第27号。以下この                      項において「政令」という。）に基づく事務のうち、                      次に掲げる事務（入会林野整備の対象とする入会林                      野が2以上の市町の区域にわたるものを除く。）</p>	市町																								
ア～オ 省略																									
<p>カ 法第7条第4項において準用する行政不服審                      査法（昭和37年法律第160号）第47条第1項およ                      び第2項の規定による決定（法第9条第5項の規                      定により更に手続を行うこととされる場合を含                      む。）</p>																									
キ～テ 省略																									
(45)の2以下 省略																									
(1)～(44) 省略																									
<p>(45) 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に市町                      関する法律（昭和41年法律第126号。以下この項に                      において「法」という。）および入会林野等に係る権                      利関係の近代化の助長に関する法律による不動産                      登記に関する政令（昭和42年政令第27号。以下この                      項において「政令」という。）に基づく事務のうち、                      次に掲げる事務（入会林野整備の対象とする入会林                      野が2以上の市町の区域にわたるものを除く。）</p>	市町																								
ア～オ 省略																									
<p>カ 法第7条第4項において準用する行政不服審                      査法（平成26年法律第68号）第45条第1項およ                      び第2項の規定による裁決（法第9条第5項の規                      定により更に手続を行うこととされる場合を含                      む。）</p>																									
キ～テ 省略																									
(45)の2以下 省略																									

滋賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>第1条および第2条 省略</p> <p>（人事委員会の報告）</p> <p>第3条 人事委員会は、毎年7月31日までに、知事に対し、前年度における次に掲げる業務の状況を報告しなければならない。</p> <p>(1) 職員の競争試験および選考の状況</p> <p>(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告および勧告の状況</p> <p>(3) 勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する<u>不服申立て</u>の状況</p> <p>第4条以下 省略</p>	<p>第1条および第2条 省略</p> <p>（人事委員会の報告）</p> <p>第3条 人事委員会は、毎年7月31日までに、知事に対し、前年度における次に掲げる業務の状況を報告しなければならない。</p> <p>(1) 職員の競争試験および選考の状況</p> <p>(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告および勧告の状況</p> <p>(3) 勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する<u>審査請求</u>の状況</p> <p>第4条以下 省略</p>

滋賀県職員等の給与に関する条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
<p>第1条～第20条の2 省略</p> <p>第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1)および(2) 省略</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条または第45条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>3～6 省略</p> <p>第21条以下 省略</p>	<p>第1条～第20条の2 省略</p> <p>第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1)および(2) 省略</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>3～6 省略</p> <p>第21条以下 省略</p>



滋賀県職員退職手当条例新旧対照表（第4条関係）

旧	新
<p>第1条～第12条 省略</p> <p>（退職手当の支払の差止め）</p> <p>第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1)および(2) 省略</p> <p>2および3 省略</p> <p>4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項または第45条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行つた退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。</u></p> <p>5～10 省略</p> <p>第14条以下 省略</p>	<p>第1条～第12条 省略</p> <p>（退職手当の支払の差止め）</p> <p>第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1)および(2) 省略</p> <p>2および3 省略</p> <p>4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行つた退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。</u></p> <p>5～10 省略</p> <p>第14条以下 省略</p>

滋賀県情報公開条例新旧対照表（第5条関係）

旧	新
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 公文書の公開（第4条—第18条の2）</p> <p>第3章 <u>不服申立て</u>（第18条の3—第29条）</p> <p>第4章 情報公開の総合的な推進（第30条—第34条の2）</p> <p>第5章 雑則（第35条—第38条）</p> <p>第6章 罰則（第39条）</p> <p>第1章および第2章 省略</p> <p>第3章 <u>不服申立て</u></p> <p>（追加）</p> <p>（県が設立した地方独立行政法人に対する<u>異議申立て</u>）</p> <p><u>第18条の3</u> 県が設立した地方独立行政法人がした公開決定等または当該地方独立行政法人に対する公開請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立て</u>をすることができる。</p> <p>（審査会への諮問等）</p> <p>第19条 <u>公開決定等について行政不服審査法による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定または裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに滋賀県情報公開審査会に諮</u></p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 公文書の公開（第4条—第18条の2）</p> <p>第3章 <u>審査請求</u>（第18条の3—第29条）</p> <p>第4章 情報公開の総合的な推進（第30条—第34条の2）</p> <p>第5章 雑則（第35条—第38条）</p> <p>第6章 罰則（第39条）</p> <p>第1章および第2章 省略</p> <p>第3章 <u>審査請求</u></p> <p><u>（審理員に関する規定の適用除外）</u></p> <p><u>第18条の3</u> <u>公開決定等または公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。</u></p> <p>（県が設立した地方独立行政法人に対する<u>審査請求</u>）</p> <p><u>第18条の4</u> 県が設立した地方独立行政法人がした公開決定等または当該地方独立行政法人に対する公開請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、<u>審査請求</u>をすることができる。</p> <p>（審査会への諮問等）</p> <p>第19条 <u>公開決定等または公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに滋賀県情報公開審査会に諮問しなけ</u></p>

問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 決定または裁決で、不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号および第21条において同じ。）を取り消し、または変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(追加)

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該不服申立てに対する決定または裁決をしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第20条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人および参加人

(2) 公開請求者（公開請求者が不服申立人または参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人または参加人である場合を除く。）

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第21条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定または裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、または棄却する

ればならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公文書の公開について反対意見書が提出されているときを除く。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第20条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人および参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）

(2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人または参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人または参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第21条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、または棄却する裁

決定または裁決

(2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の決定または裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

第22条 省略

（審査会の調査権限）

第23条第1項～第3項 省略

4 第1項および前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人または諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書または資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、または鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第24条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の場合においては、不服申立人または参加人は、審査会の定めるところにより、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第25条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書または資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書または資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の閲覧等）

第26条 審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他

決

(2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

第22条 省略

（審査会の調査権限）

第23条第1項～第3項 省略

4 第1項および前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人または諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書または資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、または鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第24条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の場合においては、審査請求人または参加人は、審査会の定めるところにより、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第25条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書または資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書または資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の閲覧等）

第26条 審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他

正当な理由があるときを除き、不服申立人等に対し、審査会に提出された意見書または資料を閲覧させ、またはその写しを交付することができる。

第27条 省略

(答申書の送付等)

第28条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人および参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第29条以下 省略

正当な理由があるときを除き、審査請求人等に対し、審査会に提出された意見書または資料を閲覧させ、またはその写しを交付することができる。

第27条 省略

(答申書の送付等)

第28条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人および参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第29条以下 省略

滋賀県個人情報保護条例新旧対照表（第6条関係）

旧	新
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 実施機関の取り扱う個人情報の保護</p> <p>第1節 個人情報の取扱いの制限（第5条—第11条）</p> <p>第2節 個人情報取扱事務の登録および閲覧（第12条）</p> <p>第3節 開示、訂正および利用停止等（第13条—第42条）</p> <p>第4節 <u>不服申立て</u>（第42条の2—第45条）</p> <p>第3章 事業者の保有する個人情報の保護（第46条—第51条）</p> <p>第4章 滋賀県個人情報保護審議会（第52条—第59条）</p> <p>第5章 雑則（第60条—第62条）</p> <p>第6章 罰則（第63条—第68条）</p> <p>付則</p> <p>第1条～第35条 省略</p> <p>（利用停止請求権）</p> <p>第36条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去または提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令または他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する場合 当該保有個人情報の利用の停止または消去</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>オ <u>番号利用法第28条</u>の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをい</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 実施機関の取り扱う個人情報の保護</p> <p>第1節 個人情報の取扱いの制限（第5条—第11条）</p> <p>第2節 個人情報取扱事務の登録および閲覧（第12条）</p> <p>第3節 開示、訂正および利用停止等（第13条—第42条）</p> <p>第4節 <u>審査請求</u>（第42条の2—第45条）</p> <p>第3章 事業者の保有する個人情報の保護（第46条—第51条）</p> <p>第4章 滋賀県個人情報保護審議会（第52条—第59条）</p> <p>第5章 雑則（第60条—第62条）</p> <p>第6章 罰則（第63条—第68条）</p> <p>付則</p> <p>第1条～第35条 省略</p> <p>（利用停止請求権）</p> <p>第36条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去または提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令または他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する場合 当該保有個人情報の利用の停止または消去</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>オ <u>番号利用法第29条</u>の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをい</p>

う。)に記録されているとき。

(2) 省略

2～3 省略

第37条～第42条 省略

#### 第4節 不服申立て

追加

(県が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て)

第42条の2 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等もしくは利用停止決定等または当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求もしくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による異議申立てをすることができる。

(滋賀県個人情報保護審議会への諮問等)

第43条 開示決定等、訂正決定等または利用停止決定等について行政不服審査法による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定または裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、滋賀県個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 決定または裁決で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号および第45条において同じ。)を取り消し、または変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

う。)に記録されているとき。

(2) 省略

2～3 省略

第37条～第42条 省略

#### 第4節 審査請求

(審理員に関する規定の適用除外)

第42条の2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等または開示請求、訂正請求もしくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求)

第42条の3 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等もしくは利用停止決定等または当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求もしくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、審査請求をすることができる。

(滋賀県個人情報保護審議会への諮問等)

第43条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等または開示請求、訂正請求もしくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、滋賀県個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。

(3) 決定または裁決で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、または変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。

(4) 決定または裁決で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、または変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

(追加)

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該不服申立てに対する決定または裁決をしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第44条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人および参加人

(2) 開示請求者、訂正請求者または利用停止請求者（これらの者が不服申立人または参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人または参加人である場合を除く。）

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第45条 第23条第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定または裁決をする場合について準用する。

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとするとき。

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとするとき。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第44条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人および参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この節および第4章において同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者または利用停止請求者（これらの者が審査請求人または参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人または参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第45条 第23条第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。



- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、または棄却する決定または裁決
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定または裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第46条～第52条 省略

(審議会の調査権限)

第53条第1項～第3項 省略

- 4 第1項および前項に定めるもののほか、審議会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人または諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書または資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、または鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第54条 審議会は、不服申立人等から申立てがあつたときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合において、不服申立人または参加人は、審議会の定めるところにより、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第55条 不服申立人等は、審議会に対し、意見書または資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書または資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、または棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第46条～第52条 省略

(審議会の調査権限)

第53条第1項～第3項 省略

- 4 第1項および前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人または諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書または資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、または鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第54条 審議会は、審査請求人等から申立てがあつたときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合において、審査請求人または参加人は、審議会の定めるところにより、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第55条 審査請求人等は、審議会に対し、意見書または資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書または資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

<p>(提出資料の閲覧等)</p> <p>第56条 審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他  正当な理由があるときを除き、<u>不服申立人等</u>に対し、審議会に提出された  意見書または資料を閲覧させ、またはその写しを交付することができる。</p> <p>第57条 省略</p>	<p>(提出資料の閲覧等)</p> <p>第56条 審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他  正当な理由があるときを除き、<u>審査請求人等</u>に対し、審議会に提出された  意見書または資料を閲覧させ、またはその写しを交付することができる。</p> <p>第57条 省略</p>
<p>(答申書の送付等)</p> <p>第58条 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>不服申  立人</u>および参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p> <p>第59条以下 省略</p>	<p>(答申書の送付等)</p> <p>第58条 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>審査請  求人</u>および参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p> <p>第59条以下 省略</p>

滋賀県税条例新旧対照表（第7条関係）

旧	新
<p>第1条～第12条 省略</p> <p>（災害等による期限の延長）</p> <p>第13条 知事は、県の全部または一部にわたり災害その他やむを得ない理由により、県税に係る申告、申請、請求その他書類の提出（<u>不服申立て</u>に関するものを除く。）または納付もしくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、その理由がやんだ日から2月以内において地域および期日を指定して、当該期間を延長することができる。</p> <p>2 知事は、災害その他やむを得ない理由により、県税に係る申告、申請、請求その他書類の提出（<u>不服申立て</u>に関するものを除く。）または納付もしくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、前項の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、その理由がやんだ日から2月以内において当該期間を延長することができる。</p> <p>3 省略</p> <p>第14条以下 省略</p>	<p>第1条～第12条 省略</p> <p>（災害等による期限の延長）</p> <p>第13条 知事は、県の全部または一部にわたり災害その他やむを得ない理由により、県税に係る申告、申請、請求その他書類の提出（<u>審査請求</u>に関するものを除く。）または納付もしくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、その理由がやんだ日から2月以内において地域および期日を指定して、当該期間を延長することができる。</p> <p>2 知事は、災害その他やむを得ない理由により、県税に係る申告、申請、請求その他書類の提出（<u>審査請求</u>に関するものを除く。）または納付もしくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、前項の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、その理由がやんだ日から2月以内において当該期間を延長することができる。</p> <p>3 省略</p> <p>第14条以下 省略</p>

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第8条関係）

旧	新
第1条 省略	第1条 省略
第2条 省略	第2条 省略
<p>2 前条の手数料のうち法律またはこれに基づく命令に基づく事務の手数料およびその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(86) 省略</p>	<p>2 前条の手数料のうち法律またはこれに基づく命令に基づく事務の手数料およびその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(86) 省略</p> <p><u>(87) 行政不服審査法に基づく事務手数料</u></p> <p><u>行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下この号において「法」という。）第38条第1項（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合および法第66条第1項において読み替えて準用する場合ならびに他の法令において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に基づく書面または書類の写しの交付の手数料 写し1ページにつき 10円（カラーで複写されたページにあつては、20円）</u></p> <p><u>法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付の手数料 当該事項を用紙に出力したもの1ページにつき 10円（カラーで出力されたページにあつては、20円）</u></p> <p><u>法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第1項の規定に基づく主張書面または資料の写しの交付の手数料 写し1ページにつき 10円（カラーで複写されたページにあつては、20円）</u></p> <p><u>法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第1項の規定に基づく電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付の手数料 当該事項を用紙に出力したもの1ページにつき 10円（カラーで出力されたページにあつては、20円）</u></p>
第3条～第7条 省略	第3条～第7条 省略
第8条 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料または手数料を減免することができる。	第8条 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料または手数料を減免することができる。

(追加)

第9条以下 省略

2 行政不服審査法第11条第2項(同法第66条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する審理員(同法第9条第3項に規定する場合にあつては同条第1項に規定する審査庁、同法第66条第2項に規定する場合にあつては同条第1項において読み替えて準用する同法第9条第4項に規定する委員会等である再審査庁、同法第38条の規定が他の法令において準用されている場合にあつては当該他の法令に定める機関)および滋賀県行政不服審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、第2条第2項第87号に規定する手数料を減免することができる。

第9条以下 省略

滋賀県行政手続条例新旧対照表（第9条関係）

旧	新
<p>第1条～第17条 省略</p> <p>（聴聞の主宰）</p> <p>第18条 省略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 前3号に規定する者であった<u>ことのある者</u></p> <p>(5)および(6) 省略</p> <p>第19条～第30条 省略</p> <p>（許認可等の権限に関連する行政指導）</p> <p>第31条 許認可等（法律等に基づくものを含む。以下この条において同じ。）                      をする権限または許認可等に基づく処分をする権限を有する県の機関が、                      当該権限を行使することができない場合または行使する意思がない場合                      においてする行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使                      し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀                      なくさせるようなことをしてはならない。</p> <p>第32条以下 省略</p>	<p>第1条～第17条 省略</p> <p>（聴聞の主宰）</p> <p>第18条 聴聞は、行政庁が指名する職員が主宰する。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 前3号に規定する者であった者</p> <p>(5)および(6) 省略</p> <p>第19条～第30条 省略</p> <p>（許認可等の権限に関連する行政指導）</p> <p>第31条 許認可等（法律等に基づくものを含む。以下この条および次条第2  <u>項</u>において同じ。）をする権限または許認可等に基づく処分をする権限を                      有する県の機関が、当該権限を行使することができない場合または行使す                      る意思がない場合においてする行政指導にあつては、行政指導に携わる者                      は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指                      導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。</p> <p>第32条以下 省略</p>

滋賀県公立学校職員の給与に関する条例新旧対照表（第10条関係）

旧	新
<p>第1条～第17条の2 省略</p> <p>第17条の3 省略</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条または第45条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>3～6 省略</p> <p>第18条以下 省略</p>	<p>第1条～際17条の2 省略</p> <p>第17条の3 省略</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>3～6 省略</p> <p>第18条以下 省略</p>